

平成29年度答申第10号
平成29年6月29日

諮問番号 平成29年度諮問第3号（平成29年5月9日諮問）
審査庁 法務大臣
事件名 死亡届書の記載事項証明書交付請求に対する不交付決定に関する件

答 申 書

本件審査請求に関する上記審査庁の諮問に対し、次のとおり答申する。

結 論

本件審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断は妥当である。

理 由

第1 事案の概要

1 事案の経緯

- (1) 審査請求人は、平成28年9月12日午後0時20分頃、A法務局B支局（以下「B支局」という。）を訪れ、自身が「P」本人であると称し、本人確認書類として、「P」の氏名・住所・生年月日等が記載された運転免許証（以下「本件運転免許証」という。）を提示した上で、担当したB支局の職員に対し、口頭で、同年7月25日付けで死亡の届出がされていた「P」に係る死亡届書の記載事項証明書の交付を求めた（以下、当該死亡届書に係る届出事件を「本件届出事件」という。）。

上記職員は、本件運転免許証のみでは本人確認をすることができないと判断し、審査請求人に対し、他に顔写真の貼付された公的な本人確認書類を用意した上で再度来庁するよう口頭で説明したところ、審査請求人は退庁した。

- (2) 審査請求人は、平成28年9月12日午後3時15分頃、再度、B支局を訪れ、同支局職員に対し、本人確認書類として、本件運転免許証及び「P」の氏名・住所・生年月日等が記載された介護保険負担割合証（以下「本件介護保険負担割合証」という。）を提示し、「P」に係る死亡届書の記載事項

証明書の交付を再度口頭で求めた。

同支局職員は、本件運転免許証及び本件介護保険負担割合証によってもなお審査請求人の本人確認をすることができないと判断し、審査請求人に対し、死亡届書の記載事項証明書を交付することはできない旨説明した。

審査請求人は、A法務局B支局長（以下「処分庁」という。）に対し、戸籍法（昭和22年法律第224号。以下「法」という。）48条2項により、「P」に係る死亡届書の記載事項証明書交付申請書を提出した（以下、同申請書に基づく請求を「本件交付請求」という。）。

- (3) 処分庁は、平成28年9月12日午後4時45分頃、審査請求人の本人確認をすることができないことを理由として、本件交付請求に係る死亡届書の記載事項証明書を交付しない旨の決定（以下「本件不交付決定」という。）をし、同日付けで審査請求人にその旨の決定書を交付した。
- (4) 審査請求人は、平成28年12月2日付けで、審査庁に対し、本件不交付決定の取消しを求める審査請求をした。
- (5) 審査庁は、平成29年5月9日、当審査会に対して、本件審査請求は棄却すべきであるとして諮問した。

以上の事案の経緯は、審査請求書、弁明書及び審理員意見書から認められる。

2 関係する法令等の定め

(1) 死亡届書記載事項証明書の請求

法48条2項は、利害関係人は、特別の事由がある場合に限り、届書その他市町村長の受理した書類の閲覧を請求し、又はその書類に記載した事項について証明書を請求することができる旨規定する。

(2) 請求の任に当たっている者の特定

ア 法48条3項及び10条の3第1項は、上記(1)の請求をする場合に現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない旨規定する。

イ 戸籍法施行規則（昭和22年司法省令第94号。以下「施行規則」という。）11条の2第1号から第3号までは、法10条の3第1項の法務省令で定める方法として、次の方法を掲げている。

- (ア) 運転免許証、旅券、在留カード等の書類又は国若しくは地方公共団体の機関が発行した身分証明書で写真を貼り付けたもののうち、いずれか

1以上の書類（以下「1号書類」という。）を提示する方法（施行規則11条の2第1号）

(イ) 上記（ア）に掲げる書類を提示することができないときは、下記①に掲げる書類のいずれか1以上の書類及び下記②に掲げる書類のいずれか1以上の書類を提示する方法（下記②に掲げる書類を提示することができない場合にあつては、下記①に掲げる書類のいずれか2以上の書類を提示する方法）（施行規則11条の2第2号）

① 国民健康保険、健康保険、船員保険若しくは介護保険の被保険者証等の書類又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類（同号イ）

② 学生証、法人が発行した身分証明書（国若しくは地方公共団体の機関が発行したものを除く。）若しくは国若しくは地方公共団体の機関が発行した資格証明書（上記（ア）に掲げる書類を除く。）で、写真を貼り付けたもの又はその他市町村長がこれらに準ずるものとして適当と認める書類（同号ロ。以下、上記①の書類と併せて「2号書類」という。）

(ウ) 上記（ア）及び（イ）の方法によることができないときは、当該請求を受けた市町村長の管理に係る現に請求の任に当たっている者の戸籍の記載事項について当該市町村長の求めに応じて説明する方法その他の市町村長が現に請求の任に当たっている者を特定するために適当と認める方法（施行規則11条の2第3号）

(3) 関係する通達

ア 法48条2項の「利害関係人」について

「戸籍届書の閲覧等に関する件」（昭和22年4月8日付民事甲第277号各地方裁判所長（除東京刑事）司法省民事局長通達）及び「改正戸籍法の施行に関する件」（昭和23年1月13日民事甲第17号司法事務局長宛民事局長通達）は、出生、婚姻、離婚及び死亡の届書に記載した事項の証明書の交付に関し、①届出事件の本人又は届出人、②届出事件本人の家族又は親族、③官公吏（職務の執行に関係ある場合に限る。）が請求した場合に限ってこれを認めることとした旨通達している。

イ 窓口における本人確認について

「戸籍法及び戸籍法施行規則の一部改正に伴う戸籍事務の取扱いについて」（平成20年4月7日付民一第1000号民事局長通達。以下「平成

20年通達」という。)は、1号書類及び2号書類については、市区町村長が提示を受ける日において有効なものに限るものとする旨に加え、市町村長は、窓口で提示された1号書類及び2号書類に写真が貼付されている場合は、現に請求の任に当たっている者が当該書類に貼付された写真の人物と同一人であることを確認するものとする旨通達している(第1の5(1)ア(ウ)及び(エ))。

第2 審査庁の諮問に係る判断

審査庁の諮問に係る判断は審理員の意見と同旨であり、審理員の判断及び審理関係人の主張の要旨は以下のとおりである。

1 審理手続における審査請求人の主張

- (1) A家庭裁判所の指示により本件交付請求を行ったが不開示であるため、年金が支給停止になり、銀行の口座は凍結され、健康保険も作れない状態である。
- (2) 「P」が死亡者であることの判断は戸籍謄本とするべきではない。戸籍謄本が間違っているので、審査請求人は現在A家庭裁判所において戸籍訂正事件を申し立てており、書記官に命じられ記載事項証明書を取得するように指示されているのである。
- (3) 本件運転免許証の写真を撮影した当時、胃がんであったため、容貌が若干違って見えるのは当然である。
- (4) 処分庁は、本件介護保険負担割合証は有効期限を徒過していたと主張するが、間違った戸籍謄本を基に有効期限を徒過したと判断している。

2 審理手続における処分庁の主張

通常、死亡者が死亡届書記載事項証明書の交付請求に及ぶとは考えにくく、このような場合の本人確認についてはより慎重に行う必要があるところ、審査請求人から本人確認書類として提示された本件運転免許証に貼付された顔写真と審査請求人の容貌が明らかに異なっていたことから、同一人であることを確認できなかった。

また、本件運転免許証とは別に提示された本件介護保険負担割合証は、有効期限を徒過していたことから、これを本人確認書類として取り扱うことはできない。

したがって、審査請求人が、法48条3項で準用する法10条の3第1項に規定する「現に請求の任に当たっている者」であるとは認められない。

3 審理員の判断

- (1) 届書の記載事項証明書の交付請求において、現に請求の任に当たっている者は、運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な事項を明らかにしなければならない（法48条3項及び10条の3第1項）。
- (2) 審査請求人は、本件交付請求の際に、自身が既に死亡の届出がされていた「P」本人であると称し、その本人確認の方法として、「P」の氏名・住所・生年月日等が記載された本件運転免許証及び本件介護保険負担割合証を提示している。

しかしながら、死亡の届出がされた者は、その届出が誤ってされたものではない限り、自らその記載事項証明書の交付請求をすることはあり得ない。また、死亡届書には、やむを得ない事由がある場合を除き診断書又は検案書を添付しなければならない（法86条2項）のであるから、その届出が誤ってされたものであるとは通常考えられない。

そして、本件運転免許証については、これを本人確認の方法として用いるためには、貼付されている顔写真の人物と現に請求の任に当たっている者との同一性が確認されなければならない（平成20年通達第1の5（1）ア（エ））ところ、処分庁は、その顔写真と審査請求人の容貌が明らかに異なると判断したことが認められる。この処分庁の判断は、審査請求人の当初の来庁の際に直接に審査請求人と面会した担当職員自身による確認に加え、再度の来庁の際のB支局総務課による検討を踏まえた上でされたものであって、その信用性に疑いを差し挟むような事情は見当たらない。

また、審査請求人が再度の来庁の際に提示した本件介護保険負担割合証については、顔写真が貼付されていないことから、これのみでは本人確認の方法として足りない（施行規則11条の2第2号）上、本件交付請求の時点ではその適用期間を徒過していたことが認められるから、これを本人確認の方法として用いることはできない（平成20年通達第1の5（1）ア（ウ））。

さらに、B支局の担当職員は、審査請求人に対し、当初の来庁の際、本件運転免許証のみでは本人確認をすることができないことから、他に顔写真の貼付された公的な本人確認書類を用意した上で再度来庁するよう説明したにもかかわらず、審査請求人が再度の来庁の際に新たに提示したのは、上記のとおり本人確認の方法として用いることのできない本件介護保険負担割合証だけであったことが認められる。

以上によれば、審査請求人は、現に請求の任に当たっている者を特定する

ために必要な事項を明らかにしたということとはできない。

したがって、本件審査請求には理由がないから、棄却されるべきである。

第3 調査審議の経緯及び調査審議における審査関係人の補充主張

1 調査審議の経緯

当審査会は、平成29年5月9日、審査庁から諮問を受けた。その後、当審査会は、同月16日、同年6月5日及び同月20日の計3回の調査審議を行った。審査請求人に対し、同年5月24日を期限として主張書面又は資料の提出を求めたところ、同月22日、審査請求人から主張書面の提出を受けたほか、同月29日、審査庁作成の主張書面（同月25日付け）の標題通知を行ったところ、閲覧等の求めや更なる主張書面の提出はなされなかった。また、審査庁に対し、以下の3（1）及び（2）につき明らかにするよう主張書面又は資料の提出を求めたところ、同月25日、審査庁から主張書面の提出を受けた。

2 審査請求人の補充主張

処分庁は、本件運転免許証に貼付された顔写真と審査請求人の容貌が明らかに異なっており、同一人であることを確認できなかったとしているが、テーブル越しに確認したのみである。

また、審理員は上記第2の3「審理員の判断」のとおり判断しているが、現在日本国内で発行できる公的顔写真付身分証明書は、運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、住民基本台帳、宅地建物取引士証があるが、いずれも住民票、戸籍謄本が必要である。

3 審査庁の補充主張

（1）本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌との確認について

処分庁では、次の点を根拠として、本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌が異なっていると認知した。

ア 本件運転免許証の顔写真は総白髪であるのに対し、審査請求人は白髪交じりの黒髪であった。

イ 審査請求人には、本件運転免許証の顔写真ほどの深いしわは見られず、皮膚も顔写真ほどたるんだ印象は受けなかった。

ウ 本件運転免許証に記載の生年月日から考えられる年齢は78歳であるが、審査請求人の印象から受ける年齢は50代前半から後半ぐらいではないかと思われた。はっきり発声し、老人の声とは違うと思われた。

エ 審査請求人は、顔写真の容貌と異なるとの指摘に対し、「病気によるものだ。」という旨の主張をしていたが、病気が完治等したことによって劇

的に容貌まで変化をもたらす（若返る）ことは考えにくい。

(2) 処分庁における検討の内容について

審査請求人が処分庁に再度来庁した際に処分庁で行われた検討の内容は、以下のとおりであった。

ア 平成28年9月12日の第1回目の来庁時に面会した際、支局長を含む4名の職員は、審査請求人の容貌を確認した上で、本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌が異なっており同一人ではないとの意見で一致していた。

イ 審査請求人が再度来庁した際、上記4名は、再度、本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌が異なっており同一人ではないことを確認した。

ウ さらに、再来庁時に審査請求人が追加提示した本件介護保険負担割合証が有効期限切れの資料であり、本件介護保険負担割合証が本人確認資料としないことを確認したこと、本件運転免許証の顔写真の容貌と異なる理由が「病気によるもの」という審査請求人の理由は採用できないこと等を踏まえて、上記4名で検討した結果、法48条3項で準用する法10条の3第1項に規定する、本件届出事件の本人として「現に請求の任に当たっている者」でないことが明らかであることから、本件交付請求に対し不交付決定することとしたものである。

エ なお、上記のとおり、審査請求人が本件届出事件の本人として「現に請求の任に当たっている者」（法48条3項及び10条の3第1項）でないことは明らかであったことから、施行規則11条の2第3号による本人確認を行うことを要しなかった。

第4 当審査会の判断

1 審理員の審理手続について

当審査会に提出された主張書面及び資料によれば、本件審査請求に関する審理員の審理の経過は以下のとおりである。

(1) 審理員の指名

審査庁は、平成28年12月19日、本件審査請求を担当する審理員として、法務省民事局付のQを指名し、同日付けで、その旨を審査請求人及び処分庁に通知した。

(2) 審理手続

ア 審理員は、平成28年12月21日付けで、処分庁に対し、平成29年1月18日までに弁明書を提出するよう求めた。

イ 処分庁は、平成29年1月17日付けで、審理員に対し、弁明書及び資料を提出した。審理員は、同月18日付けで、審査請求人に対し、反論書を提出する場合には同年2月2日までに提出するよう求めた。

ウ 審査請求人は、平成29年1月31日付けで、審理員に対し、反論書を提出した。

エ 審理員は、平成29年3月15日付けで、審理関係人に対し、審理を終了した旨並びに審理員意見書及び事件記録を審査庁に提出する予定時期が同月24日である旨を通知した。

オ 審理員は、平成29年3月24日付けで、審査庁に対し、審理員意見書及び事件記録を送付した。

以上の審理員の審理手続については、特段違法又は不当とみられる点はないと認められる。

2 本件不交付決定の適法性及び妥当性について

(1) 前記第1の2（関係する法令等の定め）のとおり、法48条2項に定める書類の閲覧・記載事項証明書の請求は、利害関係人であって、特別の事由がある場合に限って行うことができるものであり、かつ、同条3項により準用される法10条の3第1項は、「現に請求の任に当たっている者は、（略）運転免許証を提示する方法その他の法務省令で定める方法により、当該請求の任に当たっている者を特定するために必要な氏名その他の法務省令で定める事項を明らかにしなければならない。」と規定し、現に請求の任に当たっている者に対し、当該者であることを明らかにすることを要求しているものと認められる。

一方、本件審査請求は、本人確認ができないことを理由とした本件不交付決定を不服として提起されたものであることからすれば、審理員及び審査庁としては、その判断に当たって、少なくとも、本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌の違い及びその確認の方法・体制について、慎重な審理・検討を行う必要があるものと考えられる。

(2) そうであるところ、審理員は、上記第2の3（審理員の判断）記載のとおり、本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌が異なるとの担当職員及びB支局総務課の判断の信用性に疑いを差し挟むような事情はないとしている。

しかしながら、弁明書を含む審理手続段階において提出された資料には、本件運転免許証の顔写真と審査請求人の容貌のどこがどのように異なっているかについて具体的に示したものが見当たらない。このことは、審理員が、

何らの具体的な審理・検討を経ることなく処分庁の主張を採用し、審査請求人の本人確認が適切に行われた旨判断したもののようにみえるが、そうであるとすれば、そのような審理員の審理が適切であったとはいえない。

- (3) そこで、当審査会から審査庁に対し、処分庁の検討状況について確認するため、具体的に明らかにするよう求めたところ、前記第3の3に記載のとおり、審査庁からは、審査請求人は、本件運転免許証の顔写真に比べ、その頭髪は総白髪でなく、白髪交じりの黒色で、深いしわは見られず、皮膚もたるんだ印象は受けず、本件運転免許証に記載の生年月日から算定される年齢（78歳）より若い50代ぐらいと思われたこと、審査請求人の発声ははっきりとしており、老人の声とは違うと思われたこと及びこれらの内容について、支局長を始めB支局の複数の職員で確認の上、判断した旨の補充の説明がなされた。

上記の審査庁による補充説明は、頭髪、皮膚のしわや声などの多角的な特徴を具体的に捉えている上、複数の職員がほぼ同時に審査請求人を観察し、かつ本件運転免許証の顔写真を比較検討した結果であって、特段不合理な点はなく、十分な信用性があるものというべきである。

- (4) これに対し、審査請求人は、本件運転免許証の写真を撮影した当時病気であったこと、B支局の職員はテーブル越しに審査請求人の容貌を確認しただけであり、確認が不十分である旨主張する。しかしながら、本件交付請求は、本件運転免許証が交付された平成28年3月から約6か月後の同年9月に行われたものであるところ、病気が完治等したことによって短期間に容貌や声に変化することはあり得るとしても、約6か月の間に、上記のように、頭髪、皮膚のしわや声までが急激に若返り、複数の職員の観察によっても同一人物であるとの判断に至らないような変化が生じるということは考え難く、少なくとも、同一人物であると確認できなかったことが不自然、不合理とはいえない。また、上記審査庁の説明に含まれる、頭髪、皮膚のしわや声などの特徴については、テーブル越しであっても支障なく観察できるものと考えられる。そうすると、処分庁の確認が不十分であったとまではいえない。

また、審査請求人は、本件介護保険負担割合証が有効期限を徒過していたとの処分庁の判断は間違った戸籍謄本に基づき行ったものとしており、処分庁が本件介護保険負担割合証によって審査請求人の本人確認を行わなかった点が違法又は不当である旨主張しているものとも解される。しかしながら、上記のとおり信用性の認められる審査庁の前記第3の3の説明によれば、

審査請求人が平成28年9月12日にB支局を訪れた際、審査請求人の容貌と本件運転免許証の顔写真とが相当に異なっており、複数の担当職員においてそれらが同一人物であることを確認することができなかったというのであり、このような事実関係を前提とすれば、本件では、本件介護保険負担割合証の有効期限を云々するまでもなく、審査請求人が本件届出事件の本人として「現に請求の任に当たっている者」であることを明らかにできなかったというべきである。そうすると、処分庁又はB支局の担当職員が、本件介護保険負担割合証によって本人確認を行わなかった点が違法又は不当であるともいえない。

さらに、審査請求人は、「P」が死亡者であることの判断を誤った戸籍謄本ですべきでない旨や、現在日本国内で発行される公的な顔写真付き身分証明書を取得するにはいずれも住民票や戸籍謄本が必要である旨も主張しているが、これまでに説示したところに照らせば、いずれも当審査会の判断に影響を及ぼすものとはいえない。

(5) したがって、本件不交付決定が違法又は不当であるとはいえない。

3 まとめ

以上によれば、本件審査請求は棄却すべきであるとした審理員の判断及びこれと同旨とする審査庁の諮問に係る判断は、結論として妥当というべきである。よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第3部会

委	員	戸	塚	誠
委	員	小	早川	光郎
委	員	山	田	博